

## 告 示

### 埼玉県告示第千十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外千八百七十番十五の一部、千八百七十番十六の一部、千八百七十番二十二の一部、千八百七十番二十四の一部、千八百七十三番三十八の一部、二千六十八番の一部、二千六十九番の一部、二千七十番の一部及び二千七十一番の一部）

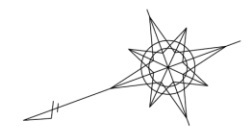
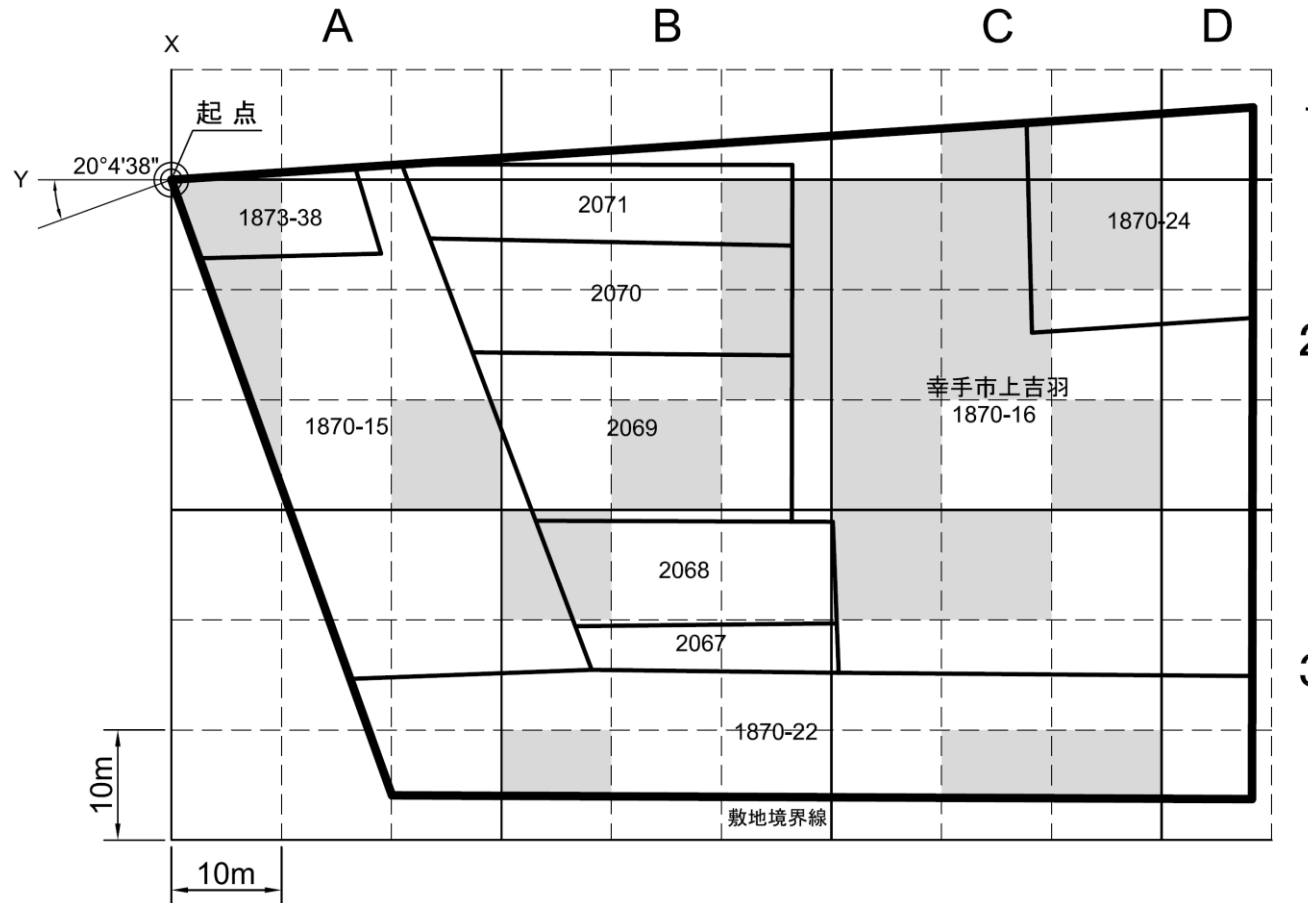
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

# 別図



- 1
 

起点
起点は、幸手市大字上吉羽字堤外1873-38の最北端とする。
  
- 2
 

格子の回転角 20度4分38秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。
  
- 3
 

■	形質変更時要届出区域
—	敷地境界
—	地番境界